終期付き事業評価書

平成16年6月

評価対象事業	エイズ対策促進事業費
当該事業に係る補助金	疾病予防対策事業等補助金(エイズ対策促進等事業費)
担当部局・課	健康局疾病対策課
関係部局・課	(補助金とりまとめ課:結核感染症対策課)

1 . 事業の内容

(1)関連する政策体系の施策目標

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推 進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
		治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充 実すること

(2)事務事業の概要 (単位:百万円)

(2_) 事務	事業の限	光安		(単位:白力円)			
予算項目	■	(項)保健衛	新生諸費				
		(目) 保優	建事業費等	等補助金			
		(目細) 羽	疾病予防	事業費等補助金			
		(積算)	エイズ対	付策促進事業費			
	当初于	補正後	決算額	補正後予算額と決算額に乖離がある場合の理由			
	算額	予算額					
H 1 0				一部の自治体において、事業の受け皿となる団			
	1,080	1,080	1,052	体の体制が未整備であったため。			
H 1 1							
	1,080	1,080	933	同上			
H 1 2							
	1,080	1,080	975	同上			
H 1 3							
	950	950	945	-			
H 1 4							
	600	600	599	-			
H 1 5							
	600	600	-	-			
H 1 6							
NIZ 4 .1 5	600	<u> </u>	-	-			
事業創記		<u>平成 5 年度</u>					
継続回数		1回	TL A -	4+ 0.45			
事業実施		都道府県、		特別区			
事業の主な対 個別施策層							
象者	Δ1 ±Π			同性愛者、性風俗産業の従事者及び利用者)			
	事 業 創 設 エイズ予防対策の促進を図るため、都道府県等でのエイズ対策を総						
の背				のエイズ対策推進協議会等の設置及び各事業に要			
する経費に対して補助する。							
		エイズ対	束促進事	業については、事業費の1/2、地方ブロックエ			

イズ対策促進事業については、事業費の全額を事業実施主体(都道府 県、政令市、特別区)に補助している。 エイズ対策促進事業 事業内容 (1)エイズ対策推進協議会等の設置・運営事業 (2)エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業 (3)啓発普及活動事業 (4)検査、相談事業 (5)エイズ治療拠点病院治療促進事業 (6)エイズ治療拠点病院医療従事者実地研修事業 (7)エイズ治療拠点病院カウンセラー設置事業 (8)地域組織等活動促進事業 (9)調査研究事業等 地方ブロックエイズ対策促進事業 (1)ブロック内エイズ治療拠点病院連絡協議会等の設置・運営事業 (2) プロック内エイズ治療拠点病院に対する研修会・講習会の実施事業 (3)調査研究事業 (4)ブロック内エイズ治療拠点病院等に対する相談事業 (5)エイズ治療地方ブロック拠点病院医療従事実施研修事業 等 得ようとする エイズのまん延を防止し、良質かつ適切な医療を提供することによ

(3)事業の評価関連指標

定量指標

効果

指標名(単位)	エイズ発生動	加向調査における	報告数(HIV♬	感染者報告数)			
H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4			
4 2 2	5 3 0	4 6 2	6 2 1	6 1 4			
(備考)HIV感染者とは、その年に新規に感染が発見され報告された者の数である。							

り、国民の公衆衛生の向上を図る。

定量指標

l	指標名(単位)	エイズ発生動	前向調査における	報告数(AIDS	5患者報告数)			
	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4			
	2 3 1	3 0 1	3 2 9	3 3 2	3 0 8			
	(備考) AIDS患者とは、その年に新規に症状が発見され報告された者の数で、既							
	にHIV感染者と	として報告された	者が発病した場合	合に人数は含まれ	ていない。			

4)事業の実績

(これまでの事業の実績)

各都道府県等では、無料・匿名でHIVの検査・相談を実施し(別紙)早期発見・早期治療に努めるとともに、研修会等によりエイズ治療拠点病院の医師・看護師のレベルの向上を図っている。また、12月1日の「世界エイズデー」を中心に小学校・中学校・高等学校の生徒を対象としたポスターコンクールを行うなど普及啓発活動を行っている。

(問題点)

各都道府県等が、地域の実情に応じた施策を講ずることが必要である。

2.評価((1)~(6)は事業所管部局、(7)は政策評価官室において作成)

(1) 必要性

公益性の有無(官民の役割分担、国と地方の役割分担等) 有

(理由)

国民にエイズに関する正しい知識の普及啓発及び情報提供を行うことによって、その感染を予防することが可能であり、予防による効果は国民全般に及ぶため、行政の関与が必要である。

また、安定した医療等を提供する整備体制については、自治体ごとに財政状況が異なることから、全国的に一定水準の医療等が提供されるよう、国が自治体と連携を図り、財政支援方策等を講ずる必要がある。

緊要性の有無 有

(理由)

エイズ対策については、昭和62年2月24日エイズ対策関係閣僚会議を開催し、「エイズ問題総合対策大綱」を策定し、その大綱に「地方公共団体に対し、国の体制に応じた推進体制の整備を要請する。」と明記された。

エイズを含む感染症等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に、「国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」と明記されているところである。

また、本事業は、薬害エイズ訴訟の和解確認(平成8年)における恒久対策の一つと位置づけられており、国が事業の推進を支援する必要がある。

事業の必要性(当該事業が無くなると困る理由等を中心に記述)

エイズ発生動向調査によると、エイズは依然として地域的・年齢的な広がりを見せていること、また、性的接触による感染がほとんどを占めていることから、エイズに関する正しい知識の普及啓発及び情報提供等について、地域の実情に応じた施策を講ずることが必要不可欠である。

(2) 有効性

得ようとする効果の把握の仕方(検証の手順)

エイズ発生動向調査によるHIV感染者数等の把握とその傾向の分析

これまで達成された効果(当該事業の実施前と実施後における具体的な変化を含む) 今後見込まれる効果

特別の配慮を必要とする個別施策層(青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者及び利用者)を中心に施策を推進することによって、エイズのまん延を防止し、良質かつ適切な医療の提供が図られてきたところであるが、HIV感染者・AIDS患者数は依然として増加しており、引き続き本事業を実施することによって、エイズ予防を図り、AIDS患者数の増加の抑制が期待される。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

HIV検査体制の充実により、HIV感染者数の報告件数が増加する可能性がある。

(3) 効率性

手段の適正性

効率的なエイズ対策事業を促進するためには、地域の実情に応じた施策が不可欠であるが、自治体ごとに財政状況が異なることから、地域間格差が拡大しないよう、国庫補助金による財政支援が必要である。

費用と効果との関係に関する評価

我が国におけるHIV感染者・AIDS患者は依然として増加傾向にあるが、本事業等の取組により、危惧されている"感染爆発"は抑えられていることから、目標達成に向けて一定の効果があったと評価できる。

他の類似施策(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

無

(4) 公平性、優先性(政策の特性に応じて、必要な場合に記入)

HIV感染者・AIDS患者は依然として増加傾向にあること、また、感染経路のほとんどが性的接触である現状では、個別施策層とされる青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業の従事者及び利用者を主な対象とする本事業を、今後も優先して実施する必要がある。

(5)今後の具体的改善点、講ずべき措置等

HIV感染者・AIDS患者は依然として増加傾向にあり、都道府県等において、その地域の実情に応じた対策をより一層推進するため、的確な財政支援を講ずる必要がある。

(6) その他(学識経験を有する者の知見の活用に関する事項等)

特になし。

(7)所見

HIV感染者・AIDS患者の報告件数は依然として増加傾向にあるものの、エイズ対策促進事業による個別施策層を主な対象とした情報提供、知識の普及啓発や検査体制の整備等の取組により、危惧されている "感染爆発"は抑えられていることから、エイズのまん延防止について一定の効果があったものと考えられる。また、自治体ごとに財政状況が異なることから、地域間格差が拡大しないよう、引き続き国による財政支援が必要である。

本事業の効果的・効率的実施に際しては、地域の実情を踏まえることが重要であるが、特に「エイズ治療拠点病院医療従事者実施研修事業」「調査研究事業」については、HIV感染者の多いとされる都道府県であっても、実施されていないところも見受けられる。

このため、各都道府県等のHIV感染者数及びAIDS患者数と本事業の実施状況等について比較分析を行う必要がある。具体的には、HIV感染者数及びAIDS患者数が多く、本事業の一部が未実施の都道府県等については、その原因分析を行い、これを踏まえ、都道府県等が一層地域の実情に応じた対策を推進することができるよう、本事業の効率的な実施について検討する必要がある。

保健所等におけるHIV抗体検査件数

(単位:件)

_								(単位:件)
			平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
i	都道府県	1	年間	年間	年間	年間	年間	年間
北	海	道	1,482	1,441	1,530	1,729	1,429	1,557
青	森	県	218	262	227	343	199	225
岩	手	県	286	286	290	378	291	283
宫	城	県	699	671	683	758	590	794
秋	田	県	137	150	169	235	176	204
Щ	形	県	299	279	261	260	201	301
福	島	県	379	304	571	516	347	368
茨	城	県	957	875	928	1,766	777	1,006
栃	木	県	658	564	654	928	720	1,025
群	馬	県	775	628	637	789	591	654
埼	玉	県	2,140	1,789	1,752	3,483	1,553	1,820
千	葉	県	2,456	2,155	2,344	2,870	2,367	3,185
東	京	都	5,523	5,191	5,396	9,778	7,116	8,316
神	奈 川	県	6,362	5,886	5,499	7,083	3,535	3,602
新	澙	県	731	613	543	819	542	735
富	Щ	県	336	430	303	252	263	342
石	Ш	県	375	330	380	437	368	533
褔	井	県	242	219	169	204	145	230
Щ	梨	県	344	394	325	430	357	486
長	野	県	1,154	1,062	1,097	1,582	1,106	1,295
岐	阜	県	367	342	376	453	339	373
静	岡	県	1,393	1,271	1,337	1,925	1,387	1,705
愛	知	県	4,208	3,779	3,971	6,196	4,429	5,369
Ξ	重	県	549	518	470	591	464	523
滋	賀	県	388	341	318	390	376	430
京	都	府	1,475	1,290	1,271	1,873	1,172	1,494
大	阪	府	6,491	5,763	5,295	7,682	5,802	6,840
兵	庫	県	2,666	2,275	2,380	4,486	2,317	2,469
奈	良	県	411	339	360	690	314	355
和	歌山	県	330	249	259	369	248	274
鳥	取	県	183	144	106	258	170	218
島	根	県	170	140	148	222	182	153
岡	Щ	県	569	454	437	604	566	728
広	島	県	1,137	1,034	1,123	1,170	875	1,113
Щ	П	県	454	419	446	431	404	495
徳	島	県	363	236	270	287	233	337
香	Ш	県	251	229	222	214	170	225
愛	媛	県	450	457	452	403	437	544
高	知	県	232	228	310	267	248	374
褔	岡	県	2,372	2,236	2,241	2,908	3,333	4,128
佐	賀	県	421	462	472	517	435	608
長	崎	県	405	387	413	443	495	497
熊	本	県	498	528	619	785	655	869
大	分	県	332	307	323	543	299	404
宮	崎	県	255	294	350	360	315	375
鹿	児島	県	332	280	326	282	258	334
沖	縄	県	963	687	701	936	833	1,042
	計		53,218	48,218	48,754	69,925	49,429 (12,223)	59,237 (16,302)
() 内に	+ F	自治体が実施す	スクはおりかん	の技态供料(日	Ite \		

保健所における相談件数

(単位:件)

	都道府県		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	(単位:件) 平成15年
i			年間	年間	年間	年間	年間	年間
北	 海	道	2,273	2,261	2,306	2,274	2,030	2,232
青		県	619	759	718	1,011	832	747
岩	手	県	524	424	415	543	517	596
宮	城	県	1,419	1,554	1,656	1,751	1,463	1,727
秋	田	県	425	419	530	550	416	502
山	形	県	637	521	638	695	548	738
福	島	県	846	567	1,231	1,052	834	1,000
茨		県	1,975	1,602	1,749	2,382	1,410	1,753
栃	木	県	1,600	1,238	1,449	1,822	1,583	2,194
群	馬	県	1,844	1,490	1,496	1,785	1,359	1,559
埼	<u></u>	県	5,238	4,497	5,326	10,376	6,125	6,565
Ŧ	 葉	県	2,962	2,587	2,928	3,187	2,788	4,190
東		都	17,026	16,958	16,896	24,278	17,198	23,007
神	奈川	県	10,253	9,657	9,086	11,282	7,779	8,080
新	潟	示県	1,636	1,384	1,526	1,617	1,121	1,617
富	 山	示県	868	924	887	738	696	913
石	川	県	661	698	531	760	765	917
福	井	小県	437	423	384	384	291	414
山	 梨	示県	564	614	583	762	707	865
長		県	2,082	2,000	2,015	2,304	1,438	1,882
岐	阜	示県	582	545			476	
静	工 岡	ポ県		3,422	515	622		550
愛	知	県	3,800		3,748	4,498	4,414	4,486
乏	重	ポ県	7,436	7,142	7,576	13,576	9,158	11,124
三滋	聖	示 県	965	910	809	966	757	855
_	 都	府	1,199	1,016	1,138	1,195	1,102	1,237
京大			2,405	2,128	2,209	3,455	2,068	2,336
兵	阪 庫	府県	12,922	12,558	12,223	16,200	13,436	15,718 4,287
奈	良	ポ県	4,103 345	3,806	4,328 327	7,480 353	226	260
和	歌山	示県	575	392	363	418	458	624
鳥	取	示県	265	219	128	77	157	285
島	根	示県	241		236			
岡	· 山	果	1,710	171		296	310	293
広	島	示県	2,762	1,446 2,462	1,310 2,749	1,943 2,683	2,114 1,967	2,833
山		果	989	801	823	676	·	
徳	島	県	603	427	523	501	384	1,094
香		県	886	949	779	591	527	597
受		ポ県	991	949	1,209	813	853	1,030
登高	知	示 県	465	267	383	382	391	502
福	<u> </u>	示 県	6,096					
佐		示 県	·	5,916	5,942 1,083	7,024	7,876	9,436
\vdash	 - 崎	県	1,160	1,075		1,106	1,007 773	1,196
長熊	 本	県	726	652	722	653		913
大	分		1 160	766	953	1,057	1 003	1,121
_	 	県県	1,169	973	1,237	1,306	1,093	1,202
宮鹿	児島		1,402	1,210	1,319	1,139	1,114	1,333
莊 沖	光 島 縄	県県	613	1 644	1 727	452	1 022	1 727
/ T	爬	示	1,970	1,644	1,737	2,254	1,923	1,727
	計		111,046	103,206	107,266	141,269	108,911	130,153